

香川県報



第 62 号

平成 15 年

8 月 8 日 (金曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項）

ページ

告 示

○香川の保存木の指定	（環境・水政策課）	一
○生活保護法の規定による介護扶助担当機関の指定	（健康福祉総務課）	一
○生活保護法の規定による指定介護機関を廃止した旨の届出	（長寿社会対策課）	二
○介護保険法の規定による事業者の指定	（障害福祉課）	三
○身体障害者福祉法の規定による医師の指定	（障害福祉課）	三
○身体障害者福祉法の規定による更生医療担当機関の指定	（障害福祉課）	三
●平成十二年香川県告示第四百六十一号（農業改良資金の償還金の徴収事務及び収納事務の委託）の一部改正	（農業経営課）	六
○公有水面埋立工事の竣功認可	（土地改良課）	六
○公有水面埋立免許（二件）	（水産課）	六
○道路の区域変更（八件）	（道路保全課）	八
○道路の区域変更及び供用開始（二件）	（道路保全課）	八
○二級河川の指定の変更	（河川砂防課）	一〇
○道路の位置指定	（建築課）	一一
○香川県証紙の売りさばき人の指定の取消し	（会計課）	一一
公 告		
○一般競争入札の実施	（県立病院・施設経営課）	一四
○大規模小売店舗立地法第八条第三項の規定による公告	（経営支援課）	一四
○土地改良事業の適否決定	（土地改良課）	一四
○土地改良事業の認可	（土地改良課）	一四
○土地改良事業に係る換地計画の適否決定	（土地改良課）	一四

県営土地改良事業計画の変更

告 示

香川県告示第四百四十一号

良好な生活環境を保全し、又は郷土の景観を維持するため、次の表に掲げる樹木を香川の保存木に指定した。

平成十五年八月八日

香川県知事 真鍋 武紀

指定番号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
一六六	中井家の赤スギ	香川郡塩江町安原下一八二四二	平成十五年八月八日
一六七	真光寺の松	丸亀市御供所町一一七	

香川県告示第四百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十五年八月八日

香川県知事 真鍋 武紀

指 定 年 月 日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成一五、六、二	医療法人優心会豊中大塚歯科医院 三豊郡豊中町大字 笠田笠岡三〇三一 番地四笠田ハイツ	医療法人優心会 三豊郡豊中町大字 笠田笠岡三〇三一 番地四笠田ハイツ	居宅療養管理指導

平成一五、七、二三	有限会社れんげハ ウス 木田郡三木町鹿伏 三二七番地一〇イ ヤル白山六〇二号	有限会社れんげハ ウス 木田郡三木町鹿伏 三二七番地一〇イ ヤル白山六〇二号	訪問介護
-----------	--	--	------

香川県告示第四百四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成十五年八月八日

香川県知事 真鍋武紀

廃止年月日	事業所（施設）の 名称及び所在地	事業者（開設者） の名称及び主たる 事務所の所在地	サービスの種類
平成一五、二、二八	とみくま薬局 綾歌郡綾歌町富熊 一〇八九 四	株式会社西日本フ アーマシー 高松市丸の内一三 番一五 三〇五号	居宅療養管理指導
平成一五、三、三一	多田羅医院 坂出市元町一丁目 六二〇	多田羅 正直 坂出市元町一丁目 六二〇	居宅療養管理指導
平成一五、三、三一	川西歯科医院 坂出市元町三丁目 三番六号	川西 廣司 坂出市元町三丁目 三番六号	居宅療養管理指導
平成一五、三、三一	千秋歯科医院 善通寺市善通寺町 一丁目三の八	千秋 昌洋 善通寺市善通寺町 一丁目三 八	居宅療養管理指導
平成一五、四、三〇	クニタクリニツク 観音寺市柞田町甲	大西 敏行 観音寺市柞田町甲	訪問看護 居宅療養管理指導

香川県告示第四百四十四号
介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項及び第四十六条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。
平成十五年八月八日

香川県知事 真鍋武紀

介護保険 事業所番号	事業所の名称 及び所在地	申請者の名称、代表 者の氏名及び主たる 事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
三七七〇一 〇二五二七	デイサービスセンター こすもす 高松市太田下町字東横 田一八六八番地二	医療法人社団修美会 理事長 綾田喜一郎 高松市太田下町一八七 二番地二	平成十五年 七月三十日	通所介護
三七七〇一 〇二五三五	グループホームこすも す 高松市太田下町字東横 田一八六八番地二	医療法人社団修美会 理事長 綾田喜一郎 高松市太田下町一八七 二番地二	"	痴呆対応 型共同生 活介護
三七七〇一 〇二五一九	ケアサービス菜の香 高松市錦町二丁目二 番二六号	有限会社ケアサービス 菜の香 代表取締役 細川佳之 高松市錦町二丁目二 番二六号	平成十五年 八月一日	訪問介護
三七七〇一 〇二五四三	屋島やすらぎ 高松市屋島東町一四一 四番地	特定非営利活動法人屋 島やすらぎ 理事長 平畑千重子 高松市屋島東町一四一 四番地	"	訪問介護 居宅介護 支援
三七七〇一 〇〇四六八	すずらんケアセンター 木田郡三木町池戸三二 四八番地九	社会福祉法人すみれ福 祉会 理事長 松村勝彦 高松市十川西町一三三 四番地一	"	"

三七七一五 〇〇五八八	株式会社コムスン国分 寺町ケアセンター 綾歌郡国分寺町新居一 七九二一	株式会社コムスン 代表取締役 折口雅博 東京都港区六本木四丁 目八番五号	"	居宅介護 支援
三七七一五 〇〇六五三	老人短期入所事業(菜 々苑) 綾歌郡綾南町滝宮三七 六番地の二	社会福祉法人共済会 理事長 丸本正憲 綾歌郡綾南町滝宮三七 六番地の二	"	短期入所 生活介護
三七七二五 〇〇六六一	ワンハート介護サービ スセンター 綾歌郡飯山町東坂元二 〇〇四番地二	株式会社大讃総業 代表取締役 大林直行 綾歌郡飯山町下法軍寺 九〇番地	"	訪問介護
三七七一七 〇〇八六五	ここに三豊訪問介護 事業所 三豊郡高瀬町大字上高 瀬一五〇三番地一	特定非営利活動法人に ここに三豊 会長 汐見美根子 三豊郡高瀬町大字上高 瀬一五〇三番地一	"	"
三七七一七 〇〇八七三	ここに三豊居宅介護 支援事業所 三豊郡高瀬町大字上高 瀬一五〇三番地一	特定非営利活動法人に ここに三豊 会長 汐見美根子 三豊郡高瀬町大字上高 瀬一五〇三番地一	"	居宅介護 支援

香川県告示第四百四十五号
 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定による医
 師を平成十五年七月三日次のとおり指定した。
 平成十五年八月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

障害の種類	診療科目	医師の氏名	所属病院又は 診療所の名称	所在地
視覚	眼科	鎌田泰夫	香川県厚生農業協同 組合連合会滝宮総合 組合	綾歌郡綾南町大字滝 宮四八六

腸	ぼうこう・直	外科	近藤昭宏	総合病院坂出市立病 院	坂出市文京町一 四三
呼吸器	内科	多田和修	医療法人社団たけお 会岩佐病院	仲多度郡琴平町榎井 七七五	
呼吸器	内科	上田裕	香川医科大学医学部 附属病院	木田郡三木町大字池 戸一七五〇一	
心臓	外科	紀幸一	香川医科大学医学部 附属病院	木田郡三木町大字池 戸一七五〇一	
心臓	循環器科	大西茂明	医療法人社団大西内 科循環器科医院	綾歌郡飯山町川原一 〇八三六	
肢体不自由	脳神経外科	政田哲也	香川医科大学医学部 附属病院	木田郡三木町大字池 戸一七五〇一	
肢体不自由	脳神経外科	神内隆宏	香川医科大学医学部 附属病院	木田郡三木町大字池 戸一七五〇一	
肢体不自由	脳神経外科	松本義人	香川医科大学医学部 附属病院	木田郡三木町大字池 戸一七五〇一	
肢体不自由	整形外科	渋谷整	香川医科大学医学部 附属病院	木田郡三木町大字池 戸一七五〇一	
肢体不自由	整形外科	有馬信男	香川医科大学医学部 附属病院	木田郡三木町大字池 戸一七五〇一	
肢体不自由	整形外科	加地良雄	香川医科大学医学部 附属病院	木田郡三木町大字池 戸一七五〇一	
肢体不自由	内科	八代雅也	香川医療生活協同組 合善通寺診療所	善通寺市上吉田町六 八九	
肢体不自由	内科	細見直永	香川医科大学医学部 附属病院	木田郡三木町大字池 戸一七五〇一	
病院					

腸	ぼつこう・直腸	外科	若林久男	総合病院坂出市立病院	坂出市文京町一六四三
小腸		内科	井上秀幸	香川医科大学医学部附属病院	木田郡三木町大字池戸一七五〇一
聴覚、平衡、音声・言語及びそしゃく		耳鼻咽喉科	折田頼尚	土庄町国民健康保険土庄中央病院	小豆郡土庄町湊崎甲一四〇〇二
聴覚、平衡、音声・言語及びそしゃく		耳鼻咽喉科	印藤加奈子	さぬき市民病院	さぬき市寒川町石田東甲三八七一
聴覚、平衡、音声・言語及びそしゃく		耳鼻咽喉科	長尾聡	長尾耳鼻咽喉科医院	仲多度郡琴平町二八八
そしゃく、ぼつこう・直腸		総合診療部	合田文則	香川医科大学医学部附属病院	木田郡三木町大字池戸一七五〇一

香川県告示第四百四十六号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十九条の二第一項の規定により、更生医療を担当させる医療機関を平成十五年八月一日次のとおり指定した。

平成十五年八月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

医療機関の名称	こつざと歯科・矯正歯科クリニック	所 在 地	担当する医療の種類
	医療法人社団達成会 蓮井歯科・ファミリークリニック	木田郡三木町大字下高岡六九三	歯科矯正に関する医療
		坂出市室町一 一 二〇	歯科矯正に関する医療

アシストジャパン訪問看護ステーション香川	丸龜市今津町七四九 一四
ケイ・アイ薬局	三豊郡豊浜町大字姫浜八三〇
ヒ口調剤薬局	三豊郡大野原町大字花稻八〇〇
快生堂くいた調剤薬局	観音寺市柞田町甲六〇六一
ひいらぎ調剤薬局	三豊郡豊中町大字比地大字政本二六二二
にぶ調剤薬局	東かがわ市町田六九八 二
秋山薬局	坂出市林田町六五五 五
たんぼば薬局香川中央店	香川郡香川町大字浅野一二六一 一五

香川県告示第四百四十七号

平成十二年香川県告示第四百六十一号（農業改良資金の償還金の徴収事務及び収納事務の委託）の一部を次のように改正し、平成十五年四月一日から適用する。

平成十五年八月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

二中「高松市農業協同組合 香川県告示第四百四十八号

高松市塩上町三丁目二番一号」を削る。

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二條第一項の規定により、次のとおり公有水面の埋立に関する工事の竣工を認可した。

その関係図書は、内海町建設農林水産課において平成十五年八月八日から十年間閲覧に供する。

平成十五年八月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 竣工認可年月日

平成十五年八月一日

二 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

香川県

高松市番町四丁目一番一〇号

香川県知事 真鍋武紀

三 埋立区域

1 位置

小豆郡内海町田浦字中濱甲九二八番二から字中濱甲七七六番一を経て字南原甲六六四番二に至る間に隣接する無番地及び字南原甲六五七番二〇地先公有水面

2 区域

次の地点のうち①の地点と②の地点を結ぶ平成十一年春分の満潮位(T・P・+〇・八八メートル)における公有水面と陸地との境界線、②の地点から④の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と④の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点 三等三角点 馬立(北緯三四度二七分二・九八九秒、東経一三四度二七分四八・三三一秒。以下「基点」という。) から二五度五〇分〇六秒、九分七五・六八メートルの地点

- ②の地点 ①の地点から一七一度三〇分〇五秒 二八六・九八メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から二八三度三九分五三秒 〇・六七メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から一三度四分五九秒 二二二・一三メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から一三度五七分四一秒 五・〇一メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から一三度〇一分三三秒 四・九九メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から一二度〇七分三七秒 四・九九メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から一〇度二八分四四秒 五・〇〇メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から九度二七分三八秒 五・〇〇メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から六度五〇分四四秒 四・九八メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から四度二一分二七秒 五・〇〇メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から一度五三分〇三秒 四・九九メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から三五九度四分一二秒 五・〇〇メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から三五七度三〇分三〇秒 四・九九メートルの地点

- ⑮の地点 ⑭の地点から三五四度一六分四五秒 五・〇〇メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から三五二度五二分二五秒 四・九八メートルの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から三五〇度〇八分三〇秒 四・九九メートルの地点
- ⑱の地点 ⑰の地点から三四八度五七分二七秒 五・〇〇メートルの地点
- ⑲の地点 ⑱の地点から三四八度三四分四七秒 四・九九メートルの地点
- ⑳の地点 ⑲の地点から三四五度一八分三五秒 四・九九メートルの地点
- ㉑の地点 ⑳の地点から三四三度〇二分二六秒 五・〇〇メートルの地点
- ㉒の地点 ㉑の地点から三四一度五七分〇一秒 四・九九メートルの地点
- ㉓の地点 ㉒の地点から三三九度五二分〇九秒 五・〇〇メートルの地点
- ㉔の地点 ㉓の地点から三三六度四三分一六秒 四・九七メートルの地点
- ㉕の地点 ㉔の地点から三三一一度五一分三六秒 五・〇〇メートルの地点
- ㉖の地点 ㉕の地点から三二七度一〇分三六秒 四・九七メートルの地点
- ㉗の地点 ㉖の地点から三二五度四一分一八秒 五・〇一メートルの地点
- ㉘の地点 ㉗の地点から三二〇度五一分三六秒 四・九八メートルの地点
- ㉙の地点 ㉘の地点から三一六度四五分〇〇秒 四・九八メートルの地点
- ㉚の地点 ㉙の地点から三一三度二六分四四秒 四・九八メートルの地点
- ㉛の地点 ㉚の地点から三一一度〇七分五八秒 四・九八メートルの地点
- ㉜の地点 ㉛の地点から三一〇度一六分一六秒 五・〇三メートルの地点
- ㉝の地点 ㉜の地点から三〇八度〇九分〇三秒 四・九九メートルの地点
- ㉞の地点 ㉝の地点から三〇七度二〇分三七秒 四・九八メートルの地点
- ㉟の地点 ㉞の地点から三〇七度五四分一九秒 四・九八メートルの地点
- ㊱の地点 ㉟の地点から三〇八度五八分〇一秒 五・〇一メートルの地点
- ㊲の地点 ㊱の地点から三一〇度一〇分一八秒 四・九九メートルの地点
- ㊳の地点 ㊲の地点から三一一度五五分四四秒 四・九八メートルの地点
- ㊴の地点 ㊳の地点から三一四度一五分五六秒 四・九六メートルの地点
- ㊵の地点 ㊴の地点から三一六度一六分五八秒 五・〇二メートルの地点
- ㊶の地点 ㊵の地点から三一九度〇〇分一五秒 六・三八メートルの地点

四 埋立免許の年月日及び番号

3 面積 二、四八六・八一平方メートル

- 1 免許年月日 平成十一年九月二十九日
- 2 免許番号 一土A第六六号

香川県告示第四百四十九号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

平成十五年八月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 免許年月日

平成十五年八月一日

二 免許を受けた者の名称及び所在地並びに代表者の氏名

土庄町

小豆郡土庄町甲五五九番地二

土庄町長 三木佑二郎

三 埋立区域

1 位置

小豆郡土庄町大字小江字赤崎三六番地四、三六番地五、三六番地六、三六番地一六、三六番地七、三六番地八の地先無番地の地先公有水面

2 区域

次の各地点のうち①の地点から④の地点を直線で結ぶ平成七年一月六日付け六水A第一二三号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線(D・L・+二・〇七メートルにより決定)、④の地点から⑨の地点までを直線で結んだ線、⑨の地点から五九度五二分五七秒、一、五〇四・〇〇メートルの地点を中心とする半径一、五〇四・〇〇メートルの円で⑨の地点と⑩の地点を結ぶ西側の円弧、⑩の地点と①の地点を直線で結ぶ平成十四年秋分の日の満潮位(D・L・+二・〇七メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- ①の地点 小豆郡土庄町大字伊喜末字高尾二四三の三番地の国土地理院四等三角点伊喜末(北緯三四度三〇分五五・一〇五二秒、東経一三四度一〇分一七・〇九五三秒。以下「基点」という。)から二八三度三六分〇四秒、四六三・九八メートルの地点

四 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

小豆郡土庄町大字小江字村内九七二番地の地先無番地地内及び同大字赤崎九九番地一、九八番地一、九六番地三、九六番地二、九六番地五、九五番地、九三番地二、九三番地三、九三番地四、九一番地二、九〇番地二、七二番地四、七二番地三、二二七番地三、二二三七番地二、二二三七番地八、二二三七番地七の地先無番地地内、同大字赤崎三六番地四、三六番地五、三六番地六、三六番地一六、三六番地七、三六番地八の地先無番地の地内並びに、同大字字村内九七二番地の地先無番地の地先公有水面及び、同大字字赤崎九九番地一、九八番地一、九六番地三、九六番地二、九六番地五、九五番地、九三番地二、九三番地三、九三番地四、九一番地二、九〇番地二、七二番地四、七二番地三、二二三七番地三、二二三七番地二、二二三七番地八、二二三七番地七の地先無番地の地先公有水面、同大字字赤崎三六番地四、三六番地五、三六番地六、三六番地一六、三六番地七、三六番地八の地先無番地の地先公有水面

2 区域

次のAの地点からGの地点までを順次に結んだ線及びGの地点とAの地点を結んだ線により囲まれた区域

- Aの地点 基点から二七六度一七分五六秒 五三三・六四メートルの地点
- Bの地点 Aの地点から三三三度二分四二秒 一二六・八七メートルの地点
- Cの地点 Bの地点から三三一度二分四二秒 九〇・七六メートルの地点

②の地点 ①の地点から二四四度一分二七秒 一・四三メートルの地点

③の地点 ②の地点から三二八度九分一八秒 一三・〇五メートルの地点

④の地点 ③の地点から二四一度二分四二秒 四一・〇六メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から三三三度二分四二秒 七八・〇〇メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から三三一度二分四二秒 四八・五〇メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から一五一度二分四二秒 九五・〇〇メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から六一度二分四二秒 五一・一〇メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から六一度二分四二秒 二・三四メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から一四九度三分五〇秒 一八・四六メートルの地点

3 面積 四、七八三・〇六平方メートル

Dの地点 Cの地点から六一度二分四二秒 七六・〇〇メートルの地点
 Eの地点 Dの地点から一五一度〇九分〇三秒 一六七・五二メートルの地点
 Fの地点 Eの地点から二四三度〇一分二八秒 六〇・〇〇メートルの地点
 Gの地点 Fの地点から一五五度〇一分二秒 六・四六メートルの地点

3 面積 二四、五六八・七八平方メートル

五 埋立地の用途
 漁港施設用地、公用・公共施設用地
 香川県告示第四百五十号
 公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。
 平成十五年八月八日

一 免許年月日
 平成十五年八月一日
 香川県知事 真 鍋 武 紀

二 免許を受けた者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
 香川県
 高松市番町四丁目一番一〇号
 香川県知事 真鍋武紀

三 埋立区域

1 位置
 小豆郡土庄町大字小江字赤崎二二三七番地七、二二三七番地八、二二三七番地二、二二三七番地三、七二番地三、七二番地四、九〇番地二、九一番地二、九三番地四、九三番地三、九三番地二、九五番地、九六番地五、九六番地二、九六番地三、九八番地一、九九番地一の地先無番地の地先公有水面、及び同大字赤崎三六番地四の地先公有水面

2 区域
 次の各地点のうち⑩の地点から五五度一〇分四五秒、一、五〇四・〇〇メートルの地点を中心とする半径一、五〇四・〇〇メートルの円で⑩の地点と⑨の地点を結ぶ西側の円弧、⑨の地点と⑧の地点を直線で結んだ線、⑧の地点と⑪の地点を直線で結んだ線及び⑪の地点と⑩の地点を結ぶ平成十四年秋分の日満潮位（D・L・+二・〇七メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
 ⑩の地点 小豆郡土庄町大字伊喜末字高尾二四三の三番地の国土地理院四等三角点伊喜末（北緯三四度三〇分五五・一〇五二秒、東経一三四度一〇分一七・〇九五三秒。以下「基点」という。）から二八八度三三分二六秒、四二七・六九メートルの地点
 ⑨の地点 ⑩の地点から三一九度三一分五〇秒 一八・四六メートルの地点
 ⑧の地点 ⑨の地点から二四一度二分四二秒 二・三四メートルの地点
 ⑪の地点 ⑧の地点から三三一度四分七五秒 二二四・六六メートルの地点

3 面積 五二六・五九平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置
 小豆郡土庄町大字小江字赤崎二二三七番地七、二二三七番地八、二二三七番地二、二二三七番地三、七二番地三、七二番地四、九〇番地二、九一番地二、九三番地四、九三番地三、九三番地二、九五番地、九六番地五、九六番地二、九六番地三、九八番地一、九九番地一の地先無番地の地先公有水面、及び同大字赤崎三六番地四の地先公有水面

2 区域
 次の各地点のうち⑩の地点から五五度一〇分四五秒、一、五〇四・〇〇メートルの地点を中心とする半径一、五〇四・〇〇メートルの円で⑩の地点と⑨の地点を結ぶ西側の円弧、⑨の地点と⑧の地点を直線で結んだ線、⑧の地点と⑪の地点を直線で結んだ線及び⑪の地点と⑩の地点を結ぶ平成十四年秋分の日満潮位（D・L・+二・〇七メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
 ⑩の地点 小豆郡土庄町大字伊喜末字高尾二四三の三番地の国土地理院四等三角点伊喜末（北緯三四度三〇分五五・一〇五二秒、東経一三四度一〇分一七・〇九五三秒。以下「基点」という。）から二八八度三三分二六秒、四二七・六九メートルの地点
 ⑨の地点 ⑩の地点から三一九度三一分五〇秒 一八・四六メートルの地点
 ⑧の地点 ⑨の地点から二四一度二分四二秒 二・三四メートルの地点
 ⑪の地点 ⑧の地点から三三一度四分七五秒 二二四・六六メートルの地点

3 面積 五二六・五九平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置
 小豆郡土庄町大字小江字赤崎二二三七番地七、二二三七番地八、二二三七番地二、二二三七番地三、七二番地三、七二番地四、九〇番地二、九一番地二、九三番地四、九三番地三、九三番地二、九五番地、九六番地五、九六番地二、九六番地三、九八番地一、九九番地一の地先無番地の地先公有水面、及び同大字赤崎三六番地四の地先公有水面

2 区域
 次のAの地点からGの地点までを順次に結んだ線及びGの地点とAの地点を結んだ線により囲まれた区域
 Aの地点 基点から二七六度一七分五六秒 五三三・六四メートルの地点
 Bの地点 Aの地点から三三一度二分四二秒 二二六・八七メートルの地点
 Cの地点 Bの地点から三三一度二分四二秒 九〇・七六メートルの地点

3 面積 五二六・五九平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

Dの地点 Cの地点から六一度二分四秒 七六・〇〇メートルの地点
 Eの地点 Dの地点から一五一度〇九分〇三秒 一六七・五二メートルの地点
 Fの地点 Eの地点から二四三度〇一分二八秒 六〇・〇〇メートルの地点
 Gの地点 Fの地点から一五五度〇一分二三秒 六・四六メートルの地点
 3 面積 二四、五六八・七八平方メートル
 五 埋立地の用途
 道路用地、漁港施設用地
 香川県告示第四百五十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。
 その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年八月八日から同月二十九日まで一般の縦覧に供する。
 平成十五年八月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道(主要地方道)
- 二 路線名 志度山川線(三号)
- 三 道路の区域

区 間	変 更 前後別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前	後			
さぬき市志度字カシキ四二九五番 六地先から	九・〇	一〇・五	}	二八〇	道路改修工 事による現 道拡幅
	一〇・五	一一・五			
さぬき市志度字カシキ四三三三番 一地先まで	三三・〇	三三・〇	}	二八〇	
	三三・〇	三三・〇			

香川県告示第四百五十二号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年八月八日から同月二十九日まで一般の縦覧に供する。
 平成十五年八月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道(主要地方道)
- 二 路線名 坂手港線(二十八号)
- 三 道路の区域

区 間	変 更 前後別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前	後			
小豆郡内海町坂手字波戸ノ上甲一 六七番五地先から	一三・五	二五・八	}	五六	道路防災対 策工事によ る現道拡幅
	二五・八	一五・〇			
小豆郡内海町坂手字波戸ノ上甲二 六番地先まで	五・〇	三九・一	}	五六	
	三九・一	三九・一			

香川県告示第四百五十三号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。
 その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年八月八日から同月二十九日まで一般の縦覧に供する。
 平成十五年八月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道(主要地方道)
- 二 路線名 志度山川線(三号)
- 三 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考

さぬき市多和字額西一番一地先から	前	八・〇	五〇	道路防災対策工事による現道拡幅
	後	一・〇		
さぬき市多和字額西一番一地先まで	前	一六・〇	五〇	
	後	二六・〇		

香川県告示第四百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年八月八日から同月二十九日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年八月八日

香川県知事 真鍋武紀

- 一 道路の種類 国道（一般）
- 二 路線名 四百三十六号
- 三 道路の区域

区 間	変更前後別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
	前	後			
小豆郡内海町西村字久徳甲三四一番九地先から	六・〇	一六・二	}	三四〇	交通安全施設整備事業による現道拡幅
	一四・〇	二二・〇			
小豆郡内海町西村字誓願寺甲九二四番三地先まで				三四〇	

香川県告示第四百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年八月八日から同月二十

九日まで一般の縦覧に供する。
平成十五年八月八日

香川県知事 真鍋武紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路線名 志度山川線（三号）
- 三 道路の区域

さぬき市前山字西来栖二二七八番二地先から	前	一六・〇	二〇	道路防災対策工事による現道拡幅
	後	一九・〇		
さぬき市前山字西来栖二二五七番二地先まで		一七・〇	二〇	

香川県告示第四百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年八月八日から同月二十九日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年八月八日

香川県知事 真鍋武紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路線名 長尾丸亀線（四十六号）
- 三 道路の区域

区 間	変更前後別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
	前	後			

仲多度郡満濃町大字長尾一一八六番二地内		後	前	後	前	備考
		一〇・八	九・〇	六九	六九	交通安全施設工事による歩行者道の新設

香川県告示第四百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年八月八日から同月二十九日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年八月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路線名 丸龜詫間豊浜線（二十一号）
- 三 道路の区域

区 間	仲多度郡多度津町本通二丁目甲六四〇番一地从先から 仲多度郡多度津町本通二丁目六六四番一地从先まで	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
		(メートル)	(メートル)		
		前	二二・四	二〇七	交通安全施設工事による歩行者道の新設
		後	一四・二	二〇七	
		前	一五・〇	二〇七	
		後	一八・四	二〇七	

香川県告示第四百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年八月八日から同月二十

九日まで一般の縦覧に供する。
平成十五年八月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 富田中津田線（百三十三号）
- 三 道路の区域

区 間	さぬき市大川町柴谷七三八番二地从先から さぬき市大川町柴谷七二二番三地从先まで	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
		(メートル)	(メートル)		
		前	七・一	一五〇	道路改修工事による現道拡幅
		後	一四・五	一五〇	
		前	八・五	九二	
		後	二二・七	九二	
		前	一五・四	九二	
		後	二二・七	九二	

香川県告示第四百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となつた道路の部分の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年八月八日から同月二十九日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年八月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）

二 路線名 広島循環線（二百五十八号）
三 道路の区域

区 間	変 更 前後別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前	後			
丸亀市広島町立石二六六番一地从 から 丸亀市広島町立石五六一番地先ま で	四・〇	二二・〇	一七七	一七七	離島道路特 殊改良工事 による現道 拡幅
	六・〇	三五・〇			

四 供用開始の期日 平成十五年八月八日

香川県告示第四百六十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年八月八日から同月二十九日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年八月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路線名 観音寺善通寺線（四十九号）
- 三 道路の区域

変 更 前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)		延 長 (メートル)	備 考
		前	後		
観音寺市観音寺町字白浜甲一〇一 三番一六地先から 観音寺市観音寺町字新開甲一二三 六番八地先まで		一五・五	四七・四	五七	平成十三年 香川県告示 第三百八十 六号で変更 した区域（
		四七・四	三五・〇		

前

観音寺市観音寺町字白浜甲一〇一 三番一六地先から 観音寺市観音寺町字新開甲一二三 六番一三地先まで	一〇・〇	二五・八	五八	仮設道路の 廃止及び 大正大橋架 替え工事に よる現道拡 幅
観音寺市観音寺町字白浜甲一〇一 三番一六地先から 観音寺市観音寺町字新開甲一二三 六番八地先まで	一五・五	五七・四	五七	

四 供用開始の期日 平成十五年八月八日

香川県告示第四百六十一号

河川法（昭和三十一年法律第百六十七号）第五条第一項の規定により、次のとおり二級河川の指定を変更する。

平成十五年八月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

変 更	区 分		河川名	変更名	区 間				
	新	旧			上 流 端	下 流 端	延 長	摘 要	
財田 神田	財田 川 神田	本流 支流	河川	大池	左岸 三豊郡山本町大字神田字時雨乙 四八三番一地先	右岸 三豊郡山本町大字神田字大池奥 二六七三番一地先	神田川合流 点に至る 四二五メ ートル	一九四メ	
大池	大池		河川	左岸 三豊郡山本町大字神田字時雨乙 四九二番一地先			神田川合流		

川	川	川	右岸	三豊郡山本町大字神田字大池二五五三番一地先	点に至る	メートル
---	---	---	----	-----------------------	------	------

香川県告示第四百六十二号
 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。
 平成十五年八月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指定 番号 長土指道 第十六号
 - 二 指定年月日 平成十五年七月二十九日
 - 三 指定道路の位置 木田郡三木町大字平木字上所二九九 五
 - 四 指定道路の幅員とその延長 幅員 六・〇メートル
延長 二九・七八メートル
- 関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県長尾土木事務所において閲覧に供する。
 香川県告示第四百六十三号
 香川県証紙条例（昭和三十九年香川県条例第十一号）第五条の香川県証紙の売りさばき人の指定を次のとおり取り消した。
 平成十五年八月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 取消年月日 平成十五年七月三十一日
- 二 住所 高松市屋島西町一七二五 三
- 三 氏名 飛倉 堅二
- 四 売りさばき場所 高松市屋島西町一七二五 三

公 告

香川県公告第四百九十五号
 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第六条の規定により読み替えられた香川県会計規則（昭和三十九年香川県規則第十九号。以下「規則」という。）第百六十六条の規定により公告する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機構）に基づく政府調達に関する協定（平成七年条約第二十三号）の適用を受けるものである。
 平成十五年八月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 調達内容
 - 1 購入等件名及び数量
 - 一般業務用パソコン（仕様書に示すソフトウェアを含む。） 九十六式
 - 一般業務用プリンタ 四十六式
 - ネットワーク機器 一式
 - （なお、各物件には設置、調整及び保守サービスに要する費用が含まれる。）
- 2 調達案件の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期限 平成十五年十一月二十八日
- 4 納入場所 入札説明書及び仕様書による。
- 5 入札方法
 - 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- 二 入札参加資格
 - 次に掲げる要件を満たす者であること。
 - 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
 - 2 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、A級に格付

されている者であること。

3 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止の措置を受けていない者であること。

4 国（公社、公団等を含む）、県又は他の地方公共団体と過去において当該入札の種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であること。

三 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、二の4及び仕様書に掲げる要件を満たすことを証明する書類を平成十五年九月十七日午後五時までに四の1の場所に提出し、当該書類に關し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、提出された書類を審査した結果、当該仕様書に掲げる要件を満たしていると認められた者に限り入札の対象とする。

四 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号七六〇 八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県健康福祉部県立病院・施設経営課 電話番号〇八七 八三二 三三三〇

2 入札説明会の日時及び場所

平成十五年八月十八日午後一時三十分 香川県庁本館十二階第一会議室

3 入札及び開札の日時及び場所

平成十五年九月二十四日午後二時 香川県庁本館十二階第二会議室

4 郵便又は信書便による入札

可とする。ただし、郵便の書留親展扱いによる送付とし、平成十五年九月二十四日正午までに四の1の場所で受領したものに限る。

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札保証金及び契約保証金 免除する。

3 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第七十一条各号に掲げる場合における入札は、無

効とする。

4 入札又は開札の取消し又は延期

天災その他やむを得ない事由がある場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

5 落札者の決定方法

規則第四百七十七条第一項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

6 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から五日以内に契約を締結しなければならない。この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。ただし、契約書を郵便等により送付する場合その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。

7 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約締結権を第三者に譲渡してはならない。

8 契約書作成の要否 要

9 その他 詳細は、入札説明書及び仕様書による。

六 Summary

1 Nature and Quantity of the products to be purchased :

Personal Computer for general working 96 units (including software, installation, adjustments, maintenance services.)

printer for general working 46 units (including installation, adjustments, maintenance services.)

Network apparatus 1 set (including installation, adjustments, maintenance services.)

2 Time limit for tender :

2 : 00 p.m., September 24, 2003 (By mail ,tenders must be submitted by 0 : 00 p.m., September 24,2003

3 Contact point for the notice :

Prefectural Hospitals and Institutions Management Division, Health and Welfare Department, Kagawa Prefectural Government, 4 1 10, Bancho, Takamatsu-shi, Kagawa-ken, Japan 760 8570. TEL 087 832 3310

香川県公告第四百九十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十五年八月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 意見の対象となった届出に係る公告

平成十五年香川県公告第五百十四号

二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

東高松ショッピングセンター

高松市福岡町三丁目三七九の二ほか

三 法第八条第一項の規定により高松市から聴取した意見の概要

意見なし

四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

該当なし

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課

高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十五年八月八日(金曜日)から同年九月八日(月曜日)まで

香川県公告第四百九十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、香川県三郎池土地改良区が土地改良事業(非補助土地改良事業道池下流地区)を行うことについて平成十五年七月二十四日適当と決定した。

平成十五年八月八日印刷発行

印刷発行所 香 川 県 庁

(購読料月極二千五百円)

その関係書類を高松市産業部土地改良課において平成十五年八月二十二日から同年九月十一日まで縦覧に供する。
平成十五年八月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第四百九十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、高松市川島土地改良区が土地改良事業(単独費補助土地改良事業峰友南地区)を行うことについて平成十五年七月二十二日認可した。
平成十五年八月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第四百九十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十二条の二第一項の規定により、東かがわ市の土地改良事業(単独費補助土地改良事業(横断道関連)宗極地区)の換地計画について適当とする旨決定した。
その関係書類を東かがわ市事業部経済課において平成十五年八月十五日から同年九月四日まで縦覧に供する。

平成十五年八月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第五百号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、県営土地改良事業(県営中山間地域総合農地防災事業下麻地区)計画を平成十五年八月一日変更した。
その関係書類を高瀬町経済課において平成十五年八月十五日から同年九月四日まで縦覧に供する。

平成十五年八月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀